

判断基準の考え方（土砂災害）

判断のタイミング	<p>判断基準（次のいずれか1つに該当する場合に発令）</p> <p>避難勧告等の発令に際しては、下記を基準とするが、過去の災害発生や長野県砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度判定の状況及び関係機関の助言を踏まえ、総合的に判断する。</p>
<p>避難準備情報（要配慮者は立ち退き避難する。）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 2 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 3 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 3 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4 土砂災害の前兆現象（湧水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 2 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 3 土砂災害が発生した場合 4 山鳴り、立木の流出の発生が確認された場合 5 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合
避難勧告等の解除	<p>避難勧告等の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除され多段階を基本として解除するものとする。</p> <p>ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う。</p>

避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合においても、躊躇することなく避難勧告等は発令する。